

旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『家事調停手続について～これからの家事調停～』

- 1 開催日時 平成24年12月12日(水)午後1時30分から午後3時30分
まで
- 2 開催場所 旭川家庭裁判所
- 3 出席者(50音順・敬称略)
家裁委員 石川徹, 大野一樹, 岡本利彦, 奥田正昭, 只石峰子, 田畑姫都美,
八重樫和裕, 山本光朗
事務局 阿曾直樹首席家裁調査官, 小田修家裁首席書記官, 濱本浩之家裁訟
廷管理官, 鈴木浩二地家裁事務局長, 長井建治地裁事務局次長, 富
所良家裁事務局次長, 宮下智地裁総務課長, 澤崎豪地裁総務課課長
補佐
- 4 議 事
 - (1) 開会宣言
 - (2) 委員交替の報告
 - (3) 説明等(本日のテーマ『家事調停手続について～これからの家事調停～』)
 - ア 旭川家裁における家事調停の実情について
事務局から, 以下の説明を行った。
 - (ア) 事件数の概況等
 - (イ) 家事調停委員の任命状況について
 - (ウ) 家事調停の実際について
 - イ 施設見学
訟廷窓口, 待合室, 調停室, 審判廷等の見学を行った。
 - ウ これからの家事調停について

岡本委員から、以下の説明を行った。

(ア) 家事事件手続法の趣旨・概要説明

- a 立法経緯
- b 見直しの要点
- c 家事事件手続法の概要

(イ) これからの家事調停の在り方

- a 手続案内
- b 申立て（申立書及びその他の提出書類）
- c 申立書の写し及びその他の書類の送付
- d 申立書に対する意見書の写しの送付
- e 双方当事者の立会い（第1回期日冒頭及び各期日終了時）
- f 提出資料の写しの交付
- g 電話会議システムの利用
- h 手続上の救助

(4) 意見交換

委員 家事調停の実際について説明するDVDを視聴し、家事調停委員に任命されていたときの、当事者の話をよく聞くという家事調停委員の心得などを思い出した。

委員 DVDを見ての感想だが、家事調停委員が当事者の話を聞いてその心を開くという手法は、保護司と共通するものがある。

委員 家事調停委員は公募しているのか。

委員長 公募はしていないが、自薦により家事調停委員に任命されることを希望する人はいる。

委員 説明では、これからの家事調停の在り方の中で、調停期日の冒頭と終了時において、当事者双方立会いのもとで説明を実施する方向を考えているとのことであったが、これまでの調停では当事者に対しては

個別に話をするというのが一般的であった。当事者の中には相手方の顔を見るのも嫌だという人もあり、当事者双方の立会いの実施が難しい場面も多いのではないか。

委員 双方立会いのメリットとデメリットを考える必要があり、裁判所としてもすべての事案で一律にこれを始めるつもりはない。さしあたり問題のない事案について、第1回期日の冒頭と各期日終了時における説明のみの実施を考えている。

委員長 裁判所としては当事者双方に対して同じ情報を提供すべき場面もあると考えており、前述のような運用を検討しているところである。

委員 相手方に写しが送付されることとなる申立書の書式が整備されているが、これはよい場合もある反面、すべて「見える化」することにより、当事者同士がまともにぶつかり合うことになるのではないか。調停にはそうしたショックを和らげる意味があると思われるが、書式が整備されることにより、折り合いをつけるだけが調停ではない、逆に白黒をつける雰囲気が強くなることが心配である。例えば、夫婦関係調整調停の書式を見たら、離婚するかしないかの選択肢しかなく、その意味では、主張等を曖昧に書ける余地も残しておいたほうがよいのではないか。

委員 迷っているような点については、相手方に写しを送付しないこととしている事情説明書等に記載してもらうことも可能である。

委員長 実際の場面では、裁判所において当事者の本音を聴くことが大事であると考えている。

委員 申立書写しは、全ページが相手方に送付されるのか。住所のマスクングはできないのか。

委員 申立書住所のマスクングはできないが、申立書には実家の住所等相手方に知られてもよい住所を書いてもらい、実際の連絡先は、都合の

悪い日や平日の昼間に連絡のつく電話番号，申立書と異なる実際の住所等調停進行の参考とする事項を記載する「進行に関する照会回答書」に記載してもらうこととしている。進行照会回答書は相手方には開示しない運用である。

委員 そのような取扱いであることは当事者に説明しているのか。

事務局 受付段階で口頭により説明している。昨年7月から試行をしているが，これまでこの方法によることで特にトラブルは生じていない。

委員 一般の人だと思わず実際の住所を申立書に記載してしまうことになると思われる。申立書の様式に注意事項としてその旨説明を加える方法も考えられるのではないか。

委員 そのような取扱いにすると，注意事項部分も含めて相手方に送付されることから，かえって相手方の注意を引いてしまうおそれがある。

委員 家事事件で電話会議システムが使えるようになったとの説明を受けたが，電話に出ている相手が本人かどうかの確認など，実際の運用は難しそうに感じた。

委員長 その点については，具体的な運用の中で使いやすさを工夫していきたいと考えている。

委員長 家事調停委員を幅広い分野から任命していくにはどのようにすればよいか，御意見をいただきたい。

委員 誰でもできることを含め，もっと広報を行ってはどうか。

委員長 公募もひとつの方法であるが，選考基準には難しい面がある。

委員 裁判員をやってよかったと言っている人が多いと聞いている。家事調停委員はこれと同じというわけにはいかないであろうが，やりがいをもってもらえるのではないか。

委員 家事調停委員に任命されているのが誰なのかがそもそも国民には分からないので，そのやりがいを分かってもらう方法がない。家事調停

委員のOBを活用する方法もあるのではないか。

委員長 個別の事件の話はできないので、インパクトのある紹介ができるのかといった難しい面があるが、ひとつのアイデアとして参考にしたい。

(5) 次回開催日時等

委員長から、裁判所全体に関わる問題について御意見を伺う趣旨で、次回の地裁委員会を家裁委員会との合同開催とすることにつき委員の意見を求めたところ、特段の反対意見はなかった。また、次回テーマについて、委員から特段の意見はなかったため、委員長から、上記合同開催となった場合のテーマ案として「利用しやすい裁判所にするための方策について」又は「裁判所の広報活動について」（いずれも仮題）を提示したところ、特に異論は示されなかった。これらの点については、11月14日に開催された地裁委員会においても同様の提案を委員長から行っており、その結果を踏まえて決することとされた。

(6) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料1 家事調停事件申立件数の推移
(配布資料添付省略)
- 資料2 夫婦関係等調整調停申立書用紙
(配布資料添付省略)
- 資料3 事情説明書(夫婦関係調整調停事件用)用紙
(配布資料添付省略)
- 資料4 進行に関する照会回答書用紙
(配布資料添付省略)
- 資料5 「夫婦関係調整(離婚)調停事件について」と題する注意書用紙
(配布資料添付省略)
- 資料6 申立てに対する意見書(夫婦関係調整調停事件用)用紙
(配布資料添付省略)
- 資料7 「これからの家事調停について」と題する説明用レジュメ
(配布資料添付省略)